

淀川水系流域委員会 第 20 回淀川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

塚本委員(委員会、淀川部会)

日時:平成14年12月13日(金)13:30~16:40

場所:京都市リサーチパーク4号館地下1階 バズホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

定刻となりましたので、只今より淀川水系流域委員会第 20 回淀川部会を開催させていただきます。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。座席表と「発言にあたってのお願い」、それから議事次第。資料 1 関係が、委員会および他部会の状況でございます。資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会ワーキンググループ (WG) について」、それから、A4 横の資料 2-1「提言 (案) とりまとめの経緯と今後の進め方 (予定)」、資料 2-2「新たな河川整備をめざして 淀川流域委員会提言 (案)」でございます。こちらは、前回の 12 月 5 日の委員会で提出させて頂いたものと同じものです。それから、資料 2-2 補足「提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」、資料 2-3「最終提言 (素案 021113 版) に関する委員からの意見」、資料 2-4「提言案 (修正案 021129 版) への委員からの意見 (少数意見)」でございます。こちらは、12 月 25 日を締め切りに委員の皆さまに募集をかけております少数意見のうち、12 月 10 日までに受け付けましたご意見を掲載させていただいたものです。資料 3「今後の進め方および会議開催日程について」は、提言案及び整備計画関連の今後の進め方を示した資料でございます。資料 4「精華町長からのご意見」は、精華町長からの申し入れとその経緯に関する資料でございます。資料 5 は河川管理者からの提供資料で、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」です。こちらは、事前に委員の皆さまにご送付させていただいたものと同じ資料です。資料 6 は川上委員からの提供資料で「『河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する考え方』の提言について」です。こちらは、国土交通省の方からプレスリリースされた内容を、川上委員からの要請で、委員の皆さまにお配りいたしております。それから参考資料 1「委員および一般からのご意見」です。

資料は以上でございます。もし、お手元に足りない資料、落丁等がございましたら、庶務までご連絡いただければと思います。それから、委員の皆さまのお手元には、テーブルに 1 つ、提言に関して、過去の 021028 版の素案からの経緯をまとめたファイルを置いてございます。あわせてご覧いただければと思います。

続いて、一般からのご意見についての報告をさせていただきます。参考資料 1 をご覧頂きたいと思います。こちらの方に、前回の部会から今回の部会にかけて、一般の方々からお寄せ頂いた意見を掲載させて頂いております。時間の関係で全てはご紹介できませんが、簡単にご説明したいと思います。

委員からは 1 件、それから、一般の方からは 20 件のご意見が寄せられております。特に一般の方々のご意見としましては、高水敷の利用に関するご意見、それから、提言案に関する修正や訂正のご意見等をお寄せいただいております。詳しくは参考資料 1 をご覧頂ければと思います。

発言に当たってのお願いでございますが、本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。なお、審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ご発言の際には、「発言にあたっての

お願い」をご一読のうえ、簡潔に発表の方をよろしくお願いいたします。なお、委員の方々についても、後ほど議事録を作成いたします関係上、マイクを通してご発言の上、冒頭にお名前を頂くよう、よろしくお願いいたしたいと思います。

本日の終了予定は 16 時半でございます。ご協力よろしくお願いいたしたいと思います。それでは、審議に移りたいと思います。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

11 月 13 日に各部会と全体の委員会の合同で拡大委員会を開催し、提言案の中身について議論を行いました。その前討議として、10 月 29 日の淀川部会で議論をしたと思います。11 月 13 日の拡大委員会の討議を経て、この部会の委員でもあります今本委員を中心とした作業部会が随分ご苦労をされて、提言案が煮詰められていったということです。提言予定案の 11 月 29 日版が既に皆さまのところに配付されていると思います。これに向けた作業をずっと続けてきたわけです。この 11 月 29 日版について、皆さまからのご意見や少数意見を中心として、意見募集をしております。

きょうの部会は、提言素案 11 月 29 日版について、部会として討議できる最後の機会だと思います。活発にいろいろご意見をお出し頂きたいと思います。なお最終的には 1 月 17 日の委員会で承認をされて、その翌日の 1 月 18 日に提言の発表会を行う予定になっております。

後ほど今本委員から、提言素案 11 月 29 日版と 11 月 13 日版で、どこがどう変わったのかをご説明いただいて、その上で皆さまからいろいろご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、委員会と各部会の状況報告ということで、庶務から簡単に報告いただけますか。それから、この資料の中に出ていませんが、12 月 5 日の委員会後に運営会議を開催しており、その時のことについても、皆さまに聞いておいてもらう方がよいところがあれば、お願いします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-1 及び資料 1-2 の説明]

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

これまでの状況、経緯はおわかりいただけたと思います。12 月 5 日の委員会の後で開かれた運営会議で、今後の提言素案確定に向けた流れについて紹介がありましたように、1 月 17 日の全体の委員会で審議をし、承認が得られた後、翌日 1 月 18 日に提言を発表するというスケジュールが決まりました。11 月 29 日版の提言素案に対するご意見については、12 月 25 日までにお出し頂きたいと思います。

それでは、次の審議事項ですが、きょうの中心的な議題である最終提言案に関する審議をお願いいたしたいと思います。

最初に今本委員の方から、取り敢えずは、11 月 13 日版から 11 月 29 日版への主な変更点をご説明下さい。もしも、皆さまでいろいろ意見交換をした方がいいという点があれば、

それをご説明下さい。よろしく申し上げます。

今本委員(委員会・淀川部会)

資料2-2補足に従いまして説明させていただきます。

これまでは、治水、利水、利用、環境という順序が使われておりますが、この提言にあたっては、環境を重視する河川法に変わったということも考慮して、環境、治水、利水、利用というように順番を変えております。そこがまず大きな特徴です。全体を通じて、環境を非常に重視しようというスタンスになっています。

それから今回は、いろいろな一般の方からの意見も含めて、もう1度寄せられた各意見をできるだけ反映させようということで、各章或いは節ごとに精読してもらって担当を決め、その方が意見を漏れなくチェックするようにいたしております。そのチェックの結果を、各章の執筆担当者がもう1度直すという手順を踏んで、本日配布されている提言素案021129版ができています。そういう意味では、かなり最終版に近づいているのですが、それでも、これからはいろいろな意見が出てくると思いますし、修正した方がいいところもあります。もし、お気づきの点があれば、よろしく申し上げます。

また、現在、委員の皆さまに募っている「少数意見」の意味ですが、この提言の内容について同意できないことに対しては、是非、少数意見として出して頂きたいということです。「修正意見」についても、できるだけこの提言を良い内容にしていきたいと思っておりますので、お出しただけであればありがたいと思っております。

それでは、提言素案021129版のうち、021113版から特に変更した点について説明したいと思います。

まず治水関連についてですが、3-5頁です。これまでは、破堤による壊滅的な被害を回避するというのを全面的に打ち出しておりました。これは全く変わっておりませんが、それを打ち出したがために、他の軽微な被害は許容するのかといった批判が随分寄せられております。決してそういうわけではないのですが、誤解を解くためにも書きかえました。その結果、新たな理念としまして、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」「地域特性に応じた治水安全度の確保」としております。

この流域委員会で検討してきたように、これまでの治水の一番の欠点、見落としとしていた点は、計画規模以上の洪水が来たときにはどうしようもない、お手上げだということです。それではやはり困るのではないかと。どんな雨が降ろうと、どういう洪水が来ようとして、被害を全くなくすることはできませんが、壊滅的な被害だけは避けようというスタンスについては、以前から変わっておりません。ただ、先ほど言いましたような、軽微な被害は許容するのか、整備の遅れている地域を放置しておくのかといった誤解を解くため、そうではありませんという意味で書きかえたということです。

次の「4-6 ダムのあり方」については、後回しにさせていただきます。

それから、「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」が新たに加わっております。この4-8は、実は、部会或いは委員会で1度も検討されたことのない部分です。しかし、最終提言作業部会の中で、やはりこういう内容について書いた

方がいいのではないかということで、新たに加えることにしました。従いまして、これについては、いろいろご意見がおありの方がおられると思いますので、どうぞ遠慮なく申し出てください。12月25日までをお願いします。これまでは、修正意見の募集期間が非常に短かったのですが、今回は時間的余裕があります。また、そういう意見を寄せられた場合は、担当者が正月を返上してやらないといけないこととなりますが、それは覚悟しておりますから、大いに出して頂きたいと思います。

先ほど言いましたように、治水 利水 環境の順番を、環境 治水 利水に変えたということで、一部、執筆者も変わっております。環境を重視しようという点は、これまでと同じなのですが、やはり記述の順序を変えることから、環境についてより強調して書いた方がいいのではないかという理由で、書きかえられています。特に、「3-2 新たな河川環境の理念」、或いは、「4-2 河川環境計画のあり方」です。3-2は全面的に書きかえられています。それから、4-2では、(1)、或いは(2)が大幅に書きかえられています。意図するところは、これまでの流域委員会での議論を踏まえておりますので、それほど変わっておりませんが、表現はかなり変えられています。

続いて、「4-6 ダムのあり方」の主な修正点についてですが、まず、全体的な表現をなるべく簡潔にしようということです。ダムについては、非常に関心の深いところでありますので、いろいろ議論が出ました。しかし、この委員会或いは部会では、やはりダムについてはできるだけ最後の手段として取り扱おうということで一致していたように思います。そのために、ダム建設についての基準、いろいろな紆余曲折がありましたが、「原則として抑制する」という表現を採用させていただきました。これまでの委員会、部会、ワーキングでの議論を踏まえた結果です。

それから、その前のバージョンでは「流域住民」となっておりましたが、これを「住民団体・地域組織を含む住民」という形に修正しています。

次に、計画・工事中のダムについての記述を削除しました。これについては、昨日の猪名川部会でも、随分不満が述べられておりましたが、決してこれは、計画・工事中を別扱いしようというのではなく、計画・工事中のダムについても、ここに書いていますダムのあり方についての考え方で判断していったらいいのではないかということです。特に計画・工事中のダムについては、今度は河川管理者側から、一つ一つの計画・工事中のダムについての諮問があるわけですから、その段階で考えた方がよく、4-6でわざわざ分けて書く必要はないのではないかという意見から、こういう形に変えさせてもらいました。決して、計画・工事中のダムを特別扱いしようという意図はありません。同じことが新規ダムについても言えまして、ダムのあり方を考える場合には、常に、新たなダムについてこう考えるのだということで、変えさせていただいています。また、ダムの放流操作についての記述がありましたが、これも、環境の部分等で触れられておりますので、4-6であえて書く必要はないであろうということで、削除させてもらっています。ただ、部会での議論や修正意見等で書いた方がいいという意見がもし多ければ、最終的には修正させてもらいたいと思いますので、どうぞ、その辺のところをよく考慮していただいて、意見を出してください。

先ほどの寺田部会長からの説明にありましたように、1月17日の委員会で最終案が決まります。それに対する少数意見の取り扱いは、その意見に対してどうするか、例えば、自分は反対だと言っても、実際に言っていることを見たら、ほとんど同じ場合もあります。或いは、誤解しておられる場合もあります。そういったものをひっくるめて、最終的に内容的にどうしても一致しないという場合には、少数意見として載せていくというふうな方向にしたいと思っております。

繰り返すようですが、12月25日までに意見を寄せていただきましたら、それを、12月27日に予定しています作業部会にかけ、それぞれの担当者に、もう1度よく考えてもらいます。できましたら、1月10日をめどに最終案をつくり、それを、もう1度皆さまに見てもらおう。誤字、脱字、或いは表現の統一がとられていないところもあります。そういったところも、これからチェックするつもりですが、なるべく多くの方の目を通した方がよいと思います。そういう意味で、少数意見だけを出したらいいとは思わずに、お気づきの点は、どうぞ教えてください。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

ありがとうございます。

この会場はいつも反響するので、聞こえにくいかもしれませんが、わからないようでしたら言ってください。

今本委員から、どういう具合に修正があったのか、主な点について説明していただいたのですが、やはり、議論が一番多かったのはダムの問題なのです。表現にしましても、いろいろな用語が出てきました。最終的に「抑制」という表現になった点について、作業部会で随分苦勞いただきました柵屋部会長代理から、補充説明をしていただけたらと思います。

柵屋部会長代理(委員会・淀川部会)

内容的には、ほとんど今本委員が説明されたので、つけ加えることはあまりないのです。ダム以外では、河川環境計画のあり方が大分議論になりました。内容的に非常にわかりにくいというようなこともあり、川上委員の助けを借りて、抜本的に書き直してもらったということです。

先ほどから今本委員がおっしゃっていますが、資料2-4を見ていると、なかなか少数意見らしきものが出てきていないようです。この考え方には全く納得できないというようなことについては、きちんと言っていた方がいいのではないかと思います。

私がかいていました水位管理計画、或いは利用計画のところも、ワーキンググループでいろいろと考えて書いていますが、抜けているところ、足りないところがあるのではないかと思います。書きながら書いていますが、皆さま方の意見が余り出てきてないというのがちょっと物足りないかなということです。もう一度、皆さまに見ていただいて、こういうところが足りないのではないかとといった意見を言っていただくと本当にありがたいと思います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

それでは、11月29日版の提言素案について、意見交換をお願いしたいと思います。

渡辺委員(淀川部会)

ダムについてですが、私はワーキンググループにも所属していませんので、これまでの詳しいやりとりは結果報告で知ったのです。当初、淀川部会の中間とりまとめでは、ダムは原則として採用しないということで進んできましたが、その後、ダムのあり方について、A案、B案が出てきて、B案が採用され、できるだけ抑制するということになりました。さらにB案を、極力抑制するというふうに変更してきました。そして今回は「原則として抑制する」という記述になって、結果として、中間とりまとめから見ればトーンダウンしてきたことは否めないと思います。ここには、ダムワーキングの方々や作業部会の方々の四方八方に気を使われたご苦労というのが、非常によく伺えます。

ただ、気になるのが、計画・工事中のダムの記述を削除する理由として、記述することによって、誤解を招く可能性があるという説明されましたが、その誤解というのは、一体どういうことなのかということです。

ダムというものは、計画から完成まで、20年、30年かかるものもあります。そういう意味で、ダム建設を「原則として抑制する」と提言するならば、計画・工事中のダムについても、ダムのあり方の理念に基づいて記述すべきではないかと私は思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

おっしゃることは非常によくわかるのですが、現在、計画・工事中というのは、この提言の中にも現状のところ述べているように、4つのダムと1つの改築ですか、それらについては、これから、この委員会に諮問があります。その段階で考えた方がいいのではないかとというのが最大の理由です。

提言素案の内容が中間とりまとめに比して後退したと言われますが、決してそういうつもりはありません。特に、例えば、ダムのあり方の文章は、「ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きいため原則として抑制するものとし、考える全ての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。」となっています。これは、以前よりもむしろ厳しくなっているように思っています。後退したというつもりは担当した人間としては毛頭ありません。

渡辺委員(淀川部会)

きょうの朝日新聞でも、5つのダムを見直すというような記事が出ていました。既にそういう話が前提になっているようにも思えます。そうすると、計画・工事中のダムの記述に対しても同じことが言えると思いますので、この際、計画・工事中のダムについても原則として抑制するという理念に立って、はっきり記述すべきではないかと思いますが、いかがですか。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

今本委員の案ということで出ているわけではありませんから、いろいろなご意見を出していただいた方がいいのではないのでしょうか。きょうは欠席されているのですが、原田委員からも同じような意見が出されています。資料2-4で、この提言素案11月29日版に対する意見の中にも出ています。

他の委員の方はいかがですか。

川上委員(委員会・淀川部会)

ダムのある方の中で一番ポイントの部分の「ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きい
ため原則として抑制する」というくだりがございしますが、抑制する理由として自然環境が
メインに据えられているわけです。

私は、12月5日の委員会で配付された、11月13日版に関する委員からの意見という文書
の中で、社会的な側面をつけ加えて欲しいということを提案しております。これを少し
読ませていただきますと、「地域住民のくらしという観点から、ダム建設は、『河川』や『水』
という『地域共有の公的資産』を地域住民から収奪し、地域社会の分断・崩壊、地域の歴史・
文化の消失、ふるさとの喪失など、コミュニティそのものを消滅させてしまうため、
地域住民に及ぼす影響は測り知れないものがある。また、ダムにより犠牲を強いられる上
流域の人々と利益を得る下流域の人々との間に大きな不公平が生じている。」という社会的
側面を盛り込んで欲しいという提案をしたわけですが、是非、自然環境だけではなくて、
社会的な影響についても併記して頂きたいと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

「4-6 ダムのあり方」以外は執筆担当者を決めて書きましたが、4-6 だけはダムワー
キングで検討しました。ダムのあり方については、1 字たりといえどももう変えるなとい
った意見もありますので、今後、4-6 をどう扱ったらいいのか。皆さまのご意見をお伺いし
ていまして、非常に納得できる場所もありますが、もう一度書き直すとなるとダムワ
ーキングとの関係がどうなるのか。少し検討させてください。

榭屋部会長代理(委員会・淀川部会)

私も、皆さまのご意見を聞いていて、この取り扱いというのは非常に難しいと思います。
余りこころ変えるというのもおかしいという気はいたしますね。

今本委員(委員会・淀川部会)

実は、例えば渡辺委員と同じような意見を非常に多くの方から頂いています。極端に言
えば、非常に多くの方が少数意見を出してくるのです。これはおかしいのですよね。

そういう場合は、やはりその意見が多数意見なので、提言の表現を変えた方がいいと私
は思います。幸いにして、今回はまだ時間的な余裕がありますし、これから運営会議や最

終提言作業部会が開かれますので、今の部分は是非その場で検討して頂くことにしたいと思いをします。

榭屋部会長代理(委員会・淀川部会)

庶務にお願いしたいのですが、提言に対する委員からの意見をまとめた資料を見ていますと、前回までの提言素案に寄せられた委員からの意見は全部消えてしまっているわけです。ですから、これらの意見も含めた形でとりまとめて頂くよう、よろしくお願ひしたいと思いをします。

田中委員(淀川部会)

ダムがもたらす地域社会の崩壊については、ダムワーキングでも問題にしたのです。例えば川上委員がおっしゃったように、全国レベルでは大きな問題で、私もあちこち回ってよく自分なりに理解しているのですが、地域社会の崩壊というのは本当に大変なもので、提言の中に入れるべき大切なことだと思います。しかし、今回、「淀川水系」という言葉が「4-6 ダムのあり方」の冒頭に入ってきた時に、それをどういうぐあいに入れていくのか。最初は「我が国では」という一般的なダム問題を冒頭に持ってきたわけですが、結局「淀川水系では」ということになったことで、若干弱くなってしまうのではないかと。私はもちろん淀川水系においても、川上委員が今おっしゃったようなことは、きちっと入れるべきだと思っております、そう発言したわけなのです。そういう意味では、やはり大事なこととして是非取り上げて頂きたいと、ダムワーキングの一員としてはそう思っております。

川上委員(委員会・淀川部会)

私が申し上げたことは、たんにダムだけにかかわらず、大規模な公共事業全体にかかわってくる問題であり、これまで日本の社会というのは、公共のために個人、家族、地域を犠牲にしてきたのです。今後、21世紀の日本の社会のあり方というものを考えたときに、やはり大規模な公共事業を実施して、個人や家庭が、或いは地域が崩壊するようなことがあってはならないという理念に基づいて、この提案をしているわけです。

きょう、皆さまのお手元に配られております河川管理者の説明資料である資料5の26頁の「現状の課題」の左下に次のように書かれています。前段は、自然環境の保全という観点から書かれておりますが、一番後に、「ダムの建設は水没を伴わざるを得ず、移転を余儀なくされる住民をはじめとして、ダムが建設される地域への社会的影響も大きい。」とあります。河川管理者においても、社会的な影響というものを認識していらっしゃるわけです。淀川水系流域委員会として、これを認識しなくていいのかと、あえて申し上げます。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

組織的な検討を経て、どういう時期に、どういう形で意見を集約して出すかということなのですが、もちろん委員の皆さまはご承知だとは思いますが、全ての方の意見を全部取

り込んで、漏れなく提言をつくるということは不可能な話です。ですから、これまでずっと積み重ねてきた議論を経て、素案をつくり、意見を求めて、その修正版をつくり、その修正版に対する意見もまたお聞きをして、という積み重ねをやってきているわけです。最終的には、全体の委員会で審議をされて、そして確定をされるということは、この組織を発足したときから決まっていることなので、これは動かすことができないわけです。

ただ、せっかく委員の皆さまがたくさん有益な意見をお出しになったわけだから、できる限り反映できるようにして、とりまとめをしようということで随分時間はかけてきていると思います。ですから、そういう中で、ある程度省略されるといいますか、カットされる部分はやむを得ないと思います。ただし、少数意見という形で、どうしても最後の提言に記載をして欲しいことは残すという方針が決まったわけなので、今の川上委員のご意見も、最後の時点で一部修正として盛り込まれることになるか、もしくは少数意見とは少し違いますが、何かそういう補足的な意見として反映されるか、それはわかりませんが、そのあたりは、この部会でほぼ皆さまの賛意を得た意見であったというふうなことであれば、一定、委員会の中でも配慮、考慮されることになるのではないかと思います。どうですか。

今本委員(委員会・淀川部会)

個人的には、川上委員の言われたことに賛成なのです。ところが、では、誰が「4-6 ダムのあり方」を書きかえるのかということになってきますと、今後の対応が決まっていな部分もありますので、やはり宿題ということにさせていただきます。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

それからもう1点。計画・工事中のダムについて、私の個人的意見を申し上げたいと思います。

今回の提言素案 021129 日版の4-6では、対象となるダムについて、何も限定していません。「今後計画するものについて」という限定は書かれていませんから、新規のダムも、計画中・工事中のダムも全て含まれるのです。法律家の解釈からいけば、何も限定していないということは、当然全て入る。ましてや、この4-6の後半には、既設ダムについての記述も入っているのです。前半では、ダム建設についての基本的な考え方として、何ら限定なく、原則として抑制するとしています。後半で、例外的に可能な場合というのが条件づけをされているという考え方を明確にしているわけです。

以前の提言素案のダムのあり方では、今後計画するもの、それから計画・工事中について、別々に書いていたわけです。ところが、今回の素案ではそういうものを全部取っ払ったわけです。しかも、これは限定してないのです。「今後、建設を計画するものについては」という前置きも一切ありません。私の解釈からいけば、新規のダムも、計画中・工事中のダムも全て入るというふうに思っています。ですから、そういう考えのもとに4-6が書かれているのだということで、表現の解釈について委員の中で統一しておけば、文章を変える必要は全くないのです。こういう意味でここは表現しているのだということを、例えば議

事録上でとどめれば、それでいいということですね。これは私の個人的意見です。

今本委員(委員会・淀川部会)

私も同じ意見です。要するに既設ダムと既設以外と2種類に分けているだけで、この計画・工事中についての検討は同じ考え方でやるのだということです。ですから、後退しているとは一切考えたこともありませんが、誤解を生んでいることもわかっています。ですから、もっとはっきりと明確に書いた方がいいのでしょうか。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

渡辺委員がおっしゃったように、特に工事中のダムについては、はっきりと書かないと解釈いかんによっては何とでもなると思います。ダムワーキングで、どちらの意味にでもとれるのではっきりと書くべきでないかと発言したところ、寺田部会長がおっしゃったような説明を今本委員から受けたわけです。私はダムの補償や埋め立ての補償関係の仕事もしているのですが、常に工事者側から、これは工事にかかっているのだからもう決まっていることだ、だからだめだ、これから計画することとは違うのだという説明を受けてきたのです。

021129版のダムのあり方の文章の中では、「ダム建設を計画する者」と書いてあります。そうするとこの「計画する者」は、先ほど私が申し上げたようなこれまでの慣例でいえば、工事中なのですから「計画した者」になるわけです。このままでは非常にわかりにくく誤解を招くので、脚注を入れて補足説明をする等しておかないと、恐らく後々問題になるのではないかと心配しているのです。

ダムワーキングでも、どちらかということ私の意見は少数意見ということになって、そこで遠慮したのですが、やはり、紛らわしいところはわかりやすくしておくことが、一般の皆さまに対しても親切なのではないでしょうか。また、誤解を受けるような記述は、できるだけ避けるべきだという点から言うなら、渡辺委員のおっしゃったこと、私の心配していることは、もう一度検討すべきではないだろうかと思います。

それからもう一つは、ダムワーキングでの議論は、かなり際どい意見が随分あり、「この文案をもし変えるのならもう一度ダムワーキングを開いてください」とはっきりと要求もされており、簡単にいかないのではないかと気がするのです。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

私個人の意見ですが、倉田委員の言われた「ダム建設を計画する者は」の箇所は段落が違うのです。ここをよく見てもらいたいのです。この「ダム建設を計画する者は」というのは、もちろん今おっしゃったように、今後、建設の計画をする場合を想定していますし、その手続きに関する情報公開や説明責任等の項目がいくつか書かれています。

ところが、「原則として抑制する」というところは段落が違いますし、主語も「ダム建設を計画する者は」ではないのです。主語は「ダム建設は」となっているのです。ここに、例えば、原田委員がおっしゃっているように「計画中及び工事中を含む」というような用

語を入れたらどうかというご提案がありますが、わざわざ入れなくとも、ここでは新規ダムに限定していないというのが私の意見です。そういった解釈で書かれているのだということをおさまの統一見解にしておけば、問題はないと思います。しかし、文章ですから、ひとり歩きする危惧がないではないので、誰が読んでも同じように解釈をしてもらえよう表現する必要があるかどうかという問題はもちろん残っていると思います。

ただ、倉田委員もおっしゃっているように、もしも「4-6 ダムのあり方」を大きく修正する場合はダムワーキングで議論しないといけないのではないかと、そこでどんなふうに戻ってくるかわからないというようなことがあるので、短期間ではなかなか難しいのではないかと考えているのです。

他の委員の方もご意見があればどうぞお願いします。

田中委員(淀川部会)

寺田部会長が言われたように、法的な解釈では、そのとおりではないかと思っています。計画中或いは工事中のダムが「考える全ての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ」云々ということになっているのかどうかということですが、そう解釈していいわけですね。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

そういう解釈を全員の統一解釈に確定しておけば、文章がひとり歩きすることはないだろうということですが、

田中委員(淀川部会)

計画中或いは工事中のダムも全て含めて、ダム建設という1つのことでひっくるめて考えた場合、4-6の後半のことは全てのダムに適用されていくという具合に解釈していいわけですね。わかりました。

山本委員(淀川部会)

今、問題になっている箇所だけではないのですが、解釈の仕方について、今後、問題が出てくるのではないかと思います。ですから、こうとしか読めないという書き方をするのが望ましいと思います。僅かな文言が入るだけでも大変な作業になるのか、私は部会委員ですのでちょっとわからないのですが、やはり幾通りにも読めるような文章はよくありません。わかりにくいと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

提言素案を見ていて、解釈を作為的にひっくり返そうと思ったらできるところが結構あるのです。「住民」という言葉ひとつ取ってみても、「地域住民」とは一体どういう定義なのか。或いは「委員会」という言葉が書いてありますが、「当委員会」とは書いてないのです。「委員会に諮る」と書いてある、或いは「委員会の意見に従って決める」というよ

うなことが書いてあるわけですが、その「委員会」と書いてある言葉を悪く解釈すれば、別のいろいろな委員会を随時つくることだって考えられるわけです。後々、「委員会に諮る」と河川整備計画に書いてあるのに何故私たちの流域委員会に諮らないのかというようなことになっては困るわけです。きちんとした固有名詞を使った「委員会」を置くのか、心配をし出すといろいろと気になるところが随分多いのです。その辺、表現の問題もあるでしょうが、できるだけ説得力のある表現というのでしょうか、誤解が生じないような表現や作為的に変えられないような表現を心がけて整理する必要があるのではないかと思います。

山本委員(淀川部会)

先ほどの続きですが、やはり20年、30年先を考えて、河川整備計画を策定していくわけですから、それを推進していく管理者側の人も変わっていきますし、地域の住民側も変わっていくわけです。ですから、誰が読んでも同じように解釈するほかないものをつくり上げなければいけないと思っています。

塚本委員(委員会・淀川部会)

もともとこの流域委員会では、本当に変革するような提言にしようという意志があったのですよね。私は、部会や最終提言作業部会を見てきましたが、どうも本当に重要なところについて、皆さまでいろいろ検討しながら、或いは河川管理者とも検討しながらということが、時間的にも、どうしてもできなかった。

委員会は「こうあるべきだ」と提言するのが特性だと思います。ところが、前回の委員会で府県の河川管理者たちが来られて、意見を発表されていましたが、これから具体的にどうしていったらいいかということが言えないところがいっぱいありました。やはりある意味では、それぞれが未経験であるということもたくさんあります。例えば、この提言案の4-13頁の順応的な水需要管理というところも、ここで順応と書けば、例えば中央本省である大きな審議会ができて、そこで水のコントロールをしないとだめだということになると、一挙に水需要管理は消えていくわけですね。そこを考えると、提言の中に流域委員会、或いは計画の本意というものをもとにして、そこをしっかりと認識した上でもう一度温暖化に対しても対策を考えるというようなことを入れていかないとはいけません。

それから、地域住民も地域組織も従来からあるわけです。現にあってこうなってきたわけです。そうすると、そこをどういうふうに本当にやっていったらいいかというのは物すごく大きなポイントで、だからNGO、NPOが出てきたのであって、その関係をどうしていったらいいか、具体的にどうするかということは委員会の性格上出ないわけですね。

それで、これから計画案が出てきますが、河川管理者と質疑応答しながら提言の4-8の部分はどうするのか。治水については現行のダムを見直す。利水については水需要管理として水を制限し、実態を見直す。水位操作については、自然水位の方向へ近づける。環境については、都市河川を含めて、そういうことを住民とどうやっていったらいいかということ、暮らしの環境を考えながらやっていく。これらの原則があれば、あとは検討し、或いは評議しながらやっていく、それは他府県の行政や他分野の専門家や、それから基本

的には河川管理者と住民とがどういうふうに話し合っていたらいいかというものをつくり上げていくということで実現していく。そこがこれからの、今、本当に細かいところでこうあるのではないかとかおもんぱかって、非常に縮まってきていますが、実はそういう検討をしていくということをしかりと本意として入れていくなら、幅自身はそんなに遠慮せずにしかりと出していく。そうしないと、本当に住民はかかわってきません。川に関心があるなんて言たって、町と川との関係が本当にできてこなかったら、或いは、子供たちが育つような環境をつくっていかなかったら、川に関心なんて持ちません。

荻野委員(淀川部会)

本日の朝日新聞に淀川水系のダム見直しに関する記事が出ていました。その中で流域委員会の提言が紹介されていて、ダム建設を原則として抑制するということと地元住民の合意を必要とするという2項が提言に盛り込まれており、それらを受けて近畿地方整備局が計画中の5ダムについて見直すという内容が書いてあったと思います。最終案が出る前に、公開で議論をしておりますから、いろいろなところでもう既に提言の趣旨がわかっているのかなと思いますし、近畿地方整備局においても、そのように理解をされているのだらうと思っておりますが、本日の資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の中の最後の頁に、ダムについて書かれています。新聞の方は中止の可能性が大きくクローズアップされているのに対して、この説明資料は新聞報道とは少しニュアンスが違います。

この原因はおそらく提言素案の読み方にいろいろな幅があるからだだと思います。幅があることに意味があると理解するか、幅があるのはいけないと理解するかによって、ずいぶんと違ってくるのではないかと思います。読み方には当然幅がありますから、幅をどう調整するかを、どこかできっちり書いてあればいいのではないかと思います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

資料3をご覧頂きたいのですが、冒頭にも申し上げましたように、1月17日に流域委員会として提言を確定します。そのために、きょうの部会は、最終的に提言を出すまでの過程において、部会でも議論しておこうということで開催しております。昨日は猪名川部会を開いておりますし、あすは琵琶湖部会が開催されます。これらの部会の目的はあくまでも提言素案11月29日版に関する部会としての最後の意見交換なのです。

本来の流れは、1月17日に確定される提言を受けて、河川管理者がその提言を十分に反映した形で河川整備計画原案を示されるのです。そして河川整備計画原案を示された後に、これがこの流域委員会の本来の仕事なのですが、原案についての検討をし、原案に対する意見を具体的に出すということになるわけですね。

本日の新聞に出た記事は、資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」としてお配りをしている資料をもとにしたマスコミの報道かと思いますが、資料5は河川整備計画原案ではありません。この資料について後ほど河川管理者から説明を頂くことになっておりますが、これは原案として示されたものではありません。本来は、流域

委員会の提言が出た後に、それを受けて原案が示されるものなのですが、なるべく早く原案審議をしないといけませんし、原案を早く示してもらって、審議をして、そして最終的には河川整備計画をおつくりになるわけですから、原案が出てから、一から河川管理者が提言内容を踏まえて原案づくりをしていては、原案が出てくるのに3カ月も4カ月もかかってしまうわけです。今年の5月に中間とりまとめを発表し、それからこうして7カ月かけて十分議論して、最終提言がほぼでき上がっているわけです。つまり、流域委員会が考えている基本的なところはほぼ出尽くしているわけです。これまでの議論を受けて、河川管理者は既に検討を始められているわけです。今回、資料5で示されたものは、原案として盛り込むための作業の一つの過程です。検討過程の成果を、できればこの正月休みの間に皆さまに見てもらうために、宿題を出してもらったということです。これを十分読んでもらって、そして来年の提言発表後に、資料3に出ていますように、1月24日に拡大委員会が予定されていますが、ここから原案に対する審議が始まるわけです。ですから、原案に関する審議を少しでも早く部会の委員の皆さまにも検討してもらうための説明資料として、資料5をおつくりいただいたということなのです。

それから、本日は、資料5についての意見交換は全く考えておりません。これは資料としてお出し頂くだけです。もちろん、資料の読み方等の基本的な説明は後ほどやっていただくと思っています。

新聞記事の表現は非常に不正確だと思っています。あたかも原案が示されたかのごとくに書いてありますが、これは全く違います。私がこういうことを言う必要はないのですが、お読みになる場合は少し注意をしながらお読みになった方がいいのではないかと思います。

今の我々の責任は、どういう提言を確定版として出すかということなのです。先ほどからいろいろ意見が出ていますが、やはり意見書を12月25日までに皆さまがお出しになることが重要です。先ほど今本委員も言われましたが、非常に多くの方からこういう表現をするべきだ、修正すべきだという意見があれば、それは委員会としては無視できないわけですから、それは変更修正になる可能性が大いにあるのではないかと思います。特にこの部会は、先ほど渡辺委員からもご紹介があったように、部会の中間とりまとめではダムについてかなりはっきりと述べていますから、そこからすると提言の記述では不足だ、少なくともこういう表現をするべきだというご意見があれば、それはお出しいただいた方がいいのではないかと思います。

本日の部会で結論を出すということではありません。きょうは、皆さまが12月25日までに意見が出しやすいように議論しておこうということなので、ご理解を頂きたいと思います。

ここで休憩させていただいて、後ほど、皆さまから意見をお出し頂きたいと思います。20分休憩をさせていただきます。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、休憩に入りたいと思います。15時10分をめぐりに再開をさせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔休憩 14:50~15:10〕

庶務(三菱総合研究所 新田)

時間となりましたので、再開をいたしたいと思います。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

それでは再開させていただきます。いつもよりはたくさん休憩時間をとりましたので、すっきりした頭で、有意義な意見をお出し頂きたいと思います。

渡辺委員(淀川部会)

12月25日までに庶務へ出したいと思っているのですが、修正素案021129版のは4-15頁で(6)の「産業的な利用」の「2)漁業」の3行目、「魚が減れば、稚魚等放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」を削除して頂きたいということなのです。

理由としましては、琵琶湖淀川水系の、いわゆる遊漁を含んだ中での河川漁業はアユが中心となっております。川の上流までアユが遡上しなくなった最も大きな原因は、ダムや堰などによって河川の連続性が遮断されたことにあります。琵琶湖への流入河川を除いて、3川合流から上流河川は湖産アユや海産アユ、または人工ふ化のアユの稚魚を放流して、現在の漁業や遊漁が成り立っているのです。

「魚が減れば、稚魚等放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という理屈はわかることはわかるのですが、将来、短期間のうちに河川の連続性が回復しない限り、稚魚等の放流を止めてしまえば、淀川水系の伝統的なアユ漁というものは数年のうちに途絶えてしまい、回復不可能な状況になると思います。

したがって、現時点において流域委員会としては、ここまで記述する必要はないのではないかと考えています。これを削除して上と下の文章をつないで、記述して頂きたい。これは12月25日までに意見として出すことにしています。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

この文章の趣旨は、魚が減れば稚魚を放流するということをやめなさいということではなく、そういったことをしなくとも漁業が継続的に成り立つような河川環境にしたいということなのです。

琵琶湖部会の中村委員からも、ここをどう解釈するのですかという意見が出ているのです。これは、稚魚を放流することなく、継続的に魚が育っていくような環境にしたいという意味で書いてあるのですが、どのように書けばうまく伝わるのか、良い案が思いつかなかったのです。もしいい知恵があったら出して頂きたいと思います。考え方としては、今申し上げたようなことなのです。

有馬委員 (淀川部会)

生物多様性ということを見ると、放流そのものが環境を乱していると考えられます。そういう意味で、「生物多様性に鑑みて」という表現に直せばいいのではないかと考えます。

川上委員 (委員会・淀川部会)

はっきり申し上げて、今の琵琶湖淀川水系における内水面漁業のあり方というのは、かなりゆがんでいると思います。榎屋部会長代理がおっしゃったように、川を本来の姿に戻して、生態系を回復し、その上で漁業が成り立つようにすべきであると思います。

私は堰やダムにしっかりとした魚道をつくることにこだわっており、そのことについて委員会においても谷田委員と議論したわけですが、谷田委員は、魚道なんかつくるべきじゃない、わざわざ委員会の提言に魚道について書く必要はない、本来の川に回復すれば、魚道は不要だという厳しいご意見でした。私も、そのことは承知の上で言っているわけですが、農業用水等をとるための堰は現実であり、今後 20 年、30 年の間に、その堰を撤去することができるのか。おそらくできないです。それならば、代替処置としてできるだけ魚が喜ぶような魚道をつくるのが現実的な対応方法ではないか、というふうに私は申し上げたのです。

そのことと今回の件は問題が違いますが、しかし、やはり本来の川の姿というものを回復すべきであって、余所の水系のアユを放流したり、アユを養殖して、何代も重ねていった結果、アユが固まってしまって縄張りをつくらないため、遊漁等でやっても釣り人が怒ってしまうというような問題もあります。また、冷水病の問題も出ております。やはり、漁業者自体、或いは漁業団体自体がもっと心を入れかえ、内水面漁業のあり方を考えて頂くべきだと私は思います。

渡辺委員 (淀川部会)

おっしゃることは重々わかっているつもりなのです。しかし、漁業のあり方として、いろいろな手法があってもいいのではないかと思います。

例えば、海面の場合の栽培漁業といったように、河川を一つの池として考えて、アユをいわゆる栽培して放流して、成魚にして、漁業の道を開くというような形がとられてきているのです。

川をアユが上られるようにしていくのが一番理想的なのですが、これから 20 年、30 年先に向けて、魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させてきた考え方を改めた場合に、すぐに元に戻るかということなのです。

この部分は、淀川水系流域委員会が改めて記述する必要はないのではないかと思います。この記述がなくても十分通用するのではないのでしょうか。川上委員がおっしゃったような事柄が骨子にあるというのは、誰もがわかっておりますので、わざわざこういう記述をする必要はないと私は思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

やはり、川を漁場としている人に反省をしてもらいたいという意味もありますので、記述は残した方がいいと思います。「改め」ではなく、「考え方にとどまらず」というように修正するというところでどうでしょうか。

榭屋部会長代理(委員会・淀川部会)

今おっしゃったように、魚が減れば放流すればいいという安易の考え方に流れているのは確かだと思います。やはり、河川環境をよくしていかなければならないということになると思います。文章については検討させてください。

塚本委員(委員会・淀川部会)

こうあるべきだという姿とそこに至るプロセスというのは本当は分けるべきです。発言する方もそのことは重々わかっていると思いますが。

漁業自身が、経済やいろいろなことで苦しんできたわけです。そこでどう生業をやっていこうかという苦しみがあることを実際に知ったうえで、どのような方法で回復していくのか。理念や原則をまずしっかりと出し、そのプロセスをどうするのかというのは今後の問題であると思います。

昔は川に関心を持ってもらうためにコイを放した。そして、ホタルが欲しいといっても、川ガニが全部食べてしまうからホタルが生まれてこない。そういうことをだんだん学習して行って、皆さまは町のことを考えて、何とか自分たちの町をよくしたいということで学習していくわけです。そのプロセスが必要です。

今回も、ダムが要るか要らないか、皆さまも関心を持っていますが、本当は皆さまが議論し実態を知って行ってその町づくりをしていくということが、そのプロセスにとって一番大事です。だからこそ、原則としてダムはやめようという考えをまず流域委員会で出して、そしてそのプロセスをどうするかを話し合っていく、その過程こそがとても大事だと思います。

それから、舟運も観光的なものとしてやっしまえばたんなる流行りで終わってしまいます。本当の交通体系の中にはめ込んでいくためにどうしたらいいかを検討していく必要があります。

プロセスが要るのです。総合的なプロセスを、皆さまが本当に実態を知っていきながらどうつくり上げていくか。まずそのために、流域委員会では、非常にしっかりとした原則をまず出して、それをどのように調整していくか、今後も委員会等で皆さまと一緒にやっていくということを明確に出していくことが大切だと思っております。

大手委員(淀川部会)

先ほどからダムの問題が出ております。長野県の脱ダムが一般に流布してしまっていて、ダムの代替として森林が考えられるという問題があります。

日本の森林は国土の67%くらいあると思いますが、そのうちどれだけが水資源を涵養で

きる山になっているのかということをお願いしたいのです。特に、長野県はほとんど火山ですし、大部分がカラマツの造林地だと思います。その林地の土壌ができていくかどうか水資源涵養に非常に関与してくる。だから、1つの流域をとらえまして、その中の何%の森林がちゃんとした森林土壌を持っているかということ、もう一度洗い直してからそういう発言をして頂きたいということを私は申し上げたいのです。

例えば森林土壌というのはどういうものかということ、皆さまは御存じないかもしれませんが、A層とB層とC層とD層というものから成っている土壌が森林土壌だというのが、我々森林の専門家の常識なのですが、果たして皆さま方がそういう知識を持っておられるかどうか。正常な森林といえば、必ず高木層、低木層、草本層という、植物社会自体がそういう層状構造を持っている。それと同時に、地下部においてもA層、B層、C層があり、水資源涵養には特にB層という粘土分を多く含んだ層状構造、ハチの巣構造という空隙をたくさんつくる層が出てきます。これがいい森林土壌であれば、60~70cmくらいあります。これが水資源の涵養につながるのだということを知っておられて話をしておられるかどうか。

これが1つ、私は彼らの脱ダム宣言の疑問点ではないかと思っています。その点も考え合わせて、それでなおかつダムが必要であるかないかの判断を下すべきであろうと思います。緑があれば大丈夫なのだという虚像を抱かないようにして頂きたい。森林も限界がございますので、そういう点をよく考慮して頂きたいということです。

田中委員(淀川部会)

森林の保水力については確かに限度があるわけで、毎日雨が降れば飽和状態になります。ダムもまた満水が貯水能力です。ダムが水を生むわけでもないのに、渇水期になるとダムだけを見て論じます。やはり上流からの水の保全が大事だということになれば、ダムと森林の連帯というのが私は大事だと思います。森林の復活というのは、複合樹林帯というか、いろいろな様々な豊かな林相をこれから育成して、保水力或いは貯水力を少しでも高めていくような森林行政は非常に必要だと思います。森林河川管理者は流出計数も低く設定されており、流域面の森林が持っている貯水能力というのは、やはり無視できないと思います。

それから、もう1点。先ほどから「4-6 ダムのあり方」について議論になっているわけなのですが、私はここでもう一度、この部会で決議をして、我々が部会の総意で決めた「ダムは基本的に建設しない、或いは採用しない」について確認した方がよいと思います。

というのは、前も申し上げましたが、「原則として抑制する」ではやはりダムを選択肢にしている。例えば「原則的に認めない」というよりは、やはり後退していると思いますので、部会でもう一度、この意見で統一してみたいという意見なのです。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

田中委員のご意見は、意見というよりも提案としてお聞きしてもいいのですか。

きょうの審議の中では、「4-6 ダムのあり方」方についてのご意見が随分と活発にいろいろ

出されたわけですが、淀川部会での議論の経緯からすれば、物足りないのではないかと
いうふうなご意見ですね。

端的に言えば、「4-6 ダムのあり方」、4-17 頁の第 2 段落で、「ダム建設は自然環境に及ぼ
す影響が大きいため原則として抑制するものとし」というところを、この部会の中間とり
まとめに極力近づける、つまり田中委員がおっしゃった「ダムは原則として建設しない」
という表現にした方がいいのではないかと、それを部会としての意見としたらどうかとい
うご提案ですか。

田中委員(淀川部会)

そういう提案です。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

こういうご提案がありますが、どうでしょうか。皆さまに意見をおっしゃっていただい
て、どうするかを決めたいと思います。

有馬委員(淀川部会)

私も修正意見の中で、「抑制」ではなく「つぐらない」と書いておいたのです。

次のページ、4-18 頁の住民参加のあり方の下から 3 行目に「合意形成の基本は、『信頼』
と『安心』であり」と書いてあります。いろいろ環境について提言の中に書かれていま
すが、この提言の通りであるという保証が欲しいのです。それを考えると、「抑制」で
なく「つぐらない」とするしかないと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

何度も申していますように、プロセスをどのようにしてやっていけるのかを含めて考
えれば、当然ここは「原則としてダムはやめよう」とした方が、各分野の人たちも実態を
つくっていきやすいと思います。私も田中委員の提案に賛成です。

川上委員(委員会・淀川部会)

今さら議論するまでもなく、中間とりまとめの段階で「原則としてダムを採用しない」
が部会としての総意だったと思います。それをこの場で再確認しようということならば確
認した方がいいと思いますし、委員会に淀川部会の方向性としてはっきりと提示すべきだ
と思います。

先ほどの計画・工事のダムにつきましても、これだけ議論をしていてそれが提言の中
に反映されないのは、きょう来てらっしゃる一般傍聴者の方々から、何か書けない理由が
あるのかと思われかねません。あいまいな表現、中途半端な表現はよくないと考えていま
す。

山本委員(淀川部会)

「抑制する」というのを「原則として採用しない」と修正するように意見は出しているのです。

ここを「抑制する」という表現にされたときのご説明の文書が庶務の方から来たときには、「採用しない」という否定的な表現がよくないというようなことで、肯定表現で「何々する」になったというふうなご説明がありました。

前は、言い切りの形で「採用しない」、今も田中委員がおっしゃいましたのは「建設しない」という言い切りの形なのですが、ここは文章が「するものとし、」と続いている形になっていて、それですごく弱まってしまっているという感じを受けるのです。

私のはっきりと人に伝えたいならば、やはり人にわかる表現、だれが読んでもわかる表現、キャッチフレーズになるような言葉が社会的に提言を広めていくときにはあった方がいいのではないかと考えています。この内容については、こちらの部会で総意が得られるならば、そのようにして、最終提言の作業部会なり委員会の方に出していただけたらと思います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

部会としての考え方ということで、皆さまがご同意いただけるのであれば、そういう形で意見のとりまとめをしたいと思います。その前に、僅かな時間ですが、一般傍聴者の皆さまのご意見をお聞きした上で、部会としての意見としてのとりまとめをどうかということを決めさせて頂きたいと思います。

一般傍聴者の方で、ダムの問題に限定しませんが、ご意見がある方はお願いいたします。

傍聴者(畑中)

私は三重県青山町、ご議論されている川上ダムがつくられようとしている町の住民の畑中尚と申します。

この9月、町議会を傍聴していましたら、青山町の町長、猪上泰さんが、川上ダムの治水目的はなくなったというような趣旨を議会で発言されているわけです。名張市の亀井市長が市町村合併の問題で住民説明会に見えられている中で「川上ダムはもうできないだろう。できても30年後だな」というような発言もされているわけです。

本日の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞等の報道もありましたが、昨日の猪名川部会で配布された河川整備計画原案の説明資料を私もいただきました。これによれば、川上ダムを含む5つのダムを見直し、水需要も精査していくとなっています。

川上ダムの目的は、7割が治水で、3割が利水となっています。あと、発電目的もあります。このうち治水の7割がなくなり、あとの3割の利水が三重県水として、これは伊賀地方なのですが、54%、そして奈良県水、西宮ということになるのです。伊賀地方を見ましても、その水需要がほとんどない、必要ないということで、町長や隣の名張市長がダムはできない、もう必要はなくなったと、地元では言われているわけです。流域委員会の皆さまの議論の方向も大体そういう方向のようで「抑制する」「採用しない」等々ということで

す。基本的に私も大歓迎ですが、今まで 40 年間は一体なんだったのか、水没予定地の住民も移転したのに、とも思います。

工事は遅れに遅れているのです。本体工事は平成 16 年にできるというのにできてない。つけかえ道路はついていない。周辺整備に至っては 30%程度。いつできるのかと言えば、名張市長は 30 年先になると言う。30 年後に本当に必要なダムかと言えば、そうは思えず、やはりこれは抑制しかないと思います。

是非そういう方向で、それぞれの具体的なダムを精査して頂きたいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。

傍聴者 (西村)

神戸市の西村雅雄と申します。河川管理者を長くやっていた身分でございますが、議論を聞いていて、ダムは要らないのだ、水は飲まなくてもいい、おふるも入らなくてもいいとおっしゃっているような錯覚を受けます。

例えば琵琶湖というのは非常に大きなダムなのです。これがあるから淀川流域から神戸まで水を飲むことができる。もし琵琶湖を否定して、例えば京都市、23.65m³/s の琵琶湖疎水がなかったとしたら、京都の人口は今の 1 割か 2 割しか住めないだろうと思います。同様のことがどこでも言えるわけです。

さらに、治水面でも本当にダムが要らないのか。もし琵琶湖という湖がなかったら、あそこの洪水流量はおよそ 10000m³/s ございます。実際に出ていくのは、洪水時にはゼロです。10000m³/s 全部が抑制されているから大阪が守られている。もし今の 17000m³/s と言われる洪水の上に琵琶湖の 10000m³/s が加わったら、27000m³/s ということになります。とてもじゃないが大阪という町は存在しないだろうと言ってもいいくらい、琵琶湖というのはやはり大きな効果を持っていますし、それをいかに有効に使うかということが、我々流域の人間に課せられた使命だと思います。

そういう意味で、ダムが要らないのだとおっしゃる方は何を考えておっしゃるのか、全く理解ができないくらいだと申し上げたいと思います。

傍聴者 (佐川)

高槻市の佐川克弘と申します。

今の神戸の方の発言を聞いて感じたのですが、過去の淀川水系のあの 2 兆円をかけた琵琶湖総合開発であるとか、現在の既にできているダム群の恩恵を受けているという事実は、これははっきり認めることができるのです。既存ダムを全部つぶせという議論は、この委員会でもなされていないと思います。そうではなくて、「関西のダムと水道を考える会」からも指摘がありましたように、既に淀川フルプランと現状の利水で、その間に 1 日に 350 万 m³/s、人口にして 800 万人分もの水が余っているという現状を無視して、先ほどの方が発言をなさったというのは心外です。

それと、特に渇水対策についても、淀川水系というのは渇水の安全度というのが、今触れた琵琶湖総合開発が平成 3 年に概成して以降、非常に高まっている。ただ、個々に、例えば一庫ダムは枯渇寸前の状態です。ただグロスでは、1 日に 350 万 m³/s の水が余っているわけですから、それは一庫ダムに頼っている地域が工夫をして、余っている水をお使い頂けばいい話であって、マクロ的な話と個々の例外的な話とを区別して考えないと判断を誤ると思います。

傍聴者（西依）

三重県の桑名市に住む西依忠之と申します。

この流域委員会の提言に対して、3 点ばかり意見を述べさせていただきます。

1 点目は、川というのは本来、人間の生活と切っても切れない関係にあって、人間のなりわいと密接にかかわりがあるものだと思います。

ところが、流域委員会の提言では、自然環境の保全と回復というものを第一義として、川には人間が様々な期待をしていると思いますが、ややもするとその期待を排除しているように受けられます。川というものを人間とは違う世界、違う次元を流れているものとしてとらえられているのではないかというふうに感じます。

それから 2 点目は、河川本来の姿に戻せということはこの理念にされているのですが、一体河川本来の姿というのは何でしょうか。

川に対して人間は様々な期待をしているわけです。それは生活用水であったり、農業用水であったり、或いはレジャーの場をそこに求めたり、憩いの場を求めたり、遊戯を求めたり、生態学者の方には水棲生物の生態の研究の場としての期待があると思います。それから、鳥類が好きな方にはバードウォッチングの場としての期待があると思いますよ。川に対してはいろいろな期待があるのです。しかしながら、この委員会では、自然生態系の保全と回復ということ余りにも出し過ぎているのではないかなというふうに思います。河川の本来の姿とは一体なんぞやというのを委員の皆さまに私は聞いてみたい。これはそれぞれ人間が、一人一人が河川本来の姿をどのように捉えているかというのは、それぞれ違うと思いますよ。恐らく委員の皆さまでも違うと思います。河川本来の姿というのはテーマなのです、命題なのです。命題に戻せということ提言の理念にするということは、そもそも矛盾があるのではないかというふうに感じます。

それから 3 点目は、この委員会のややもすると自然保護の観念的で、教条的な価値観の押しつけになっているというところ、一番感じるところがグラウンドをなくせと、将来的にはグラウンドを排除していくべきだという提言になっていますが、或いは先ほどよく議論されていますダムの問題、ダムはつくるべきじゃないというふうに議論されていますが、果たしてそうでしょうか。例えばグラウンドについては、この一般意見からもたくさん、グラウンドを存続させてくれという意見が強いのですよ。小さな子供たちからも出てきているじゃないですか。それは何故かという、都市空間で思い切り球技が楽しめる空間というのではないわけです。そこを河川空間に求めているのですよ。それは川に対する大きな期待なのです。流域住民の、特に下流部の都会の大人も子供も期待なのですよ。そ

の様々な期待を自然環境の保全と回復が第一義だということだけで排除するというのは、失礼ですが、それは思い上がりだと思います。価値観の押しつけです。

本来流域委員会というのは、こういった様々な期待をくみ上げて、掘り下げて、そして川というものをどういうふうにつくっていったらいいのかを議論するべきです。下流から上流まで一律同じ概念でつくることはできないと思います。ですから、ゾーン分けをするなりして、ここはグラウンドが一番流域の方から期待されているところだからグラウンドをつくるとか、それからここは自然環境学習の場にするとか、そういったゾーン分けが必要じゃないかと思います。

河川本来の姿に戻せということではなくて、様々な流域住民の方の期待を具現化して、その期待を調整して、すばらしい河川をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。河川本来の姿に戻せというのは、非常に浅薄な自然保護論だと私は思います。

先ほどの委員の皆さまの議論の中で漁業のことがありました。生物多様性の観点から稚魚を放流することは今後はあってはならないことだということですが、そうではないと思います。漁業というのも人間のなりわいなのです。アユを何故放流するかということを考えてください。アユに対する期待が強いのですよ。日本人のアユに対する期待が強いからアユを放流しているのです。そういった期待を無視するようなことで、その自然環境保全と回復が一番だということ、それを金科玉条のごとく一律に上流から下流まで当てはめて、河川づくりをしようとしているのはナンセンスです。私はそう思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

貴重なご意見をいろいろお聞きいたしました。ありがとうございました。

きょうは、11月29日版の提言素案についての部会としての最後の議論の場ということで、いろいろのご意見をお聞きいたしました。言うまでもなく、この流域委員会の提言は、先ほどもお話ししましたように、河川管理者が今後おつくりなる河川整備計画のための基本的な考え方、原理、原則というものを明確にすることが一番大事な任務なのだろうと思います。そういう点については、やはりきちっとした明確な意思をあらわす必要があります。

流域委員会も部会を全部合わせれば50人を超える大部隊なのです。今後、河川管理者から示される原案を審議、検討して、最終報告を出さなくてはいけない。そういうときに、流域委員会全体の基本的な考え方、原理、原則を統一的なものとしておかないと、今後きちんとした審議ができないわけです。ですから、最終提言というのは、まさにこの流域委員会全体の統一的な見解、考え方というものを明確にするという意味もあると思います。

この2つの視点から、やはり基本的な考え方、原理、原則という点については、明確にする必要があるだろうと思いますし、先ほど田中委員からご提案がありました「4-6 ダムのあり方」については、この部会としては、先ほどのようなご意見が皆さまの全員の意見であったというふうに、ここで確認をさせて頂くということで、よろしいでしょうか。

部会の意見はこうであったということが、直ちに反映されるかはわかりません。それとは別個に全委員に意見を今求めておりますから、個別にきちんと具体的な文書をもって、

意見をお出し頂きたいと思います。

ただ、せっかくこうして部会をきょうは開かせていただいて、主に「4-6 ダムのあり方」についての議論をしていただいたわけですから、とりまとめとしておきたいと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

ダムについて考える上で、確かに社会的な影響についても書いた方がいいと思います。そういったことも勘案して意見を提案していただければ、受け取る側としては非常に扱いやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

塚本委員(委員会・淀川部会)

ダムを考えるということは、実は水全体のコントロールをどうするかということなのですね。

それから、私は前から言っているのですが、なぜゾーン化できないのか。これをやらないと町との関係ができません。少年たちは遊ぶ場所がなくて川に来たのですが、実は町の中でどういうふうに子供たちが過ごせるのかということがもっと大きな問題だと思います。

それを時間をかけて皆さまとやっていきたいから、私は原則としてダムをやめるということにしたほうがいいと考えているということです。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

田中委員、有馬委員、川上委員が発言された基本的な考え方を、この部会としてのきょうのとりまとめというふうにさせていただいて、それとは別に、再三申し上げて恐縮ですが、委員の皆さまからは12月25日までに意見を具体的な文書の形で是非お出し頂くようお願いいたします。

それでは、資料5について河川管理者からの説明を、10~15分くらいでお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

河川調査官の村井でございます。

資料5として「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」という資料の提出をさせていただいております。

先ほど寺田部会長からもお話がありましてとおり、これは河川整備計画の原案ではございません。資料の1枚目、3段落目の「さて」以下にあるとおり、近畿地方整備局におきまして流域委員会の議論と並行して、河川整備計画策定に向けての検討を重ねてきたところであり、来年以降、河川整備計画の内容を説明するに当たって、その議論が円滑に行われるよう、現時点での検討をとりまとめた資料を事前に送付したということでございます。

この資料につきましては、12月5日の委員会で資料の提出について発言させていただきまして、その後の運営会議で確認を受けて、一昨日、委員の皆さまにお送りさせていただいて、きのうの猪名川部会、きょうの淀川部会、あしたの琵琶湖部会で、委員の皆さまの

テーブルの上に置かせていただいているということでございます。

資料 5 の中身についての説明は、今は考えていないのですが、資料の見方について主にご説明させて頂きたいと思います。

目次構成にあるとおり、「はじめに」「河川整備の基本的な考え方」「計画策定」「河川環境」「治水・防災」「利水」「利用」「ダム」という流れで整理しているということでございます。

1 頁を見ていただきますと、「はじめに」として表の左の欄に書かれていますが、たまたま左の欄にあるだけで、他意はございません。「はじめに」のところでは、河川整備計画そのものの位置づけということで書いてございます。

河川整備計画は、河川管理者である近畿地方整備局が今後 20 年から 30 年に実施或いは検討する具体的施策を取りまとめるもので、具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していき、「検討」「見直し」と記述した施策は今後検討・見直しを行って、具体的な方法等が固まって実施段階になった時点で、また流域委員会や皆さまのご意見を伺った上で決定していく。当然、その河川整備計画にとりまとめる施策というのは、今後の社会状況の変化等によって現状認識や基本的な考え方・方針というものの変更も踏まえて変わり得るものであり、それは所定の手続きを経て、追加・修正・中止等を行うものとして、河川整備計画そのものの位置づけを出させていただいております。

今申し上げました「実施」或いは「検討・見直し」の見方については、また後ほどご説明いたします。

1 頁中央の欄に「3 章 河川整備の基本的な考え方」と書いてございます。淀川下流部の低平地の京阪神、非常に資産の集中或いは 3 川の狭窄部等の話、琵琶湖の話ときまして、1)でその特徴として、低平地の氾濫源の治水の進展の話、ただ高い連続堤防のあることによる破堤の被害の深刻さが増していること、さらに、狭窄部上流の浸水常習地帯があること、この辺が猪名川を含めた 4 つの河川に共通する課題であること。2)では、琵琶湖について、琵琶湖の生態的な特徴或いは水利用を支えてきているものであること。3)で利水そのものの状況。4)で流域としての取り組みが必要であるということ。5)で河川敷を中心にした利用面。6)で、総括的なものとして河川管理者のみによる河川内での対応は限界があるというようなこと、流域的視点で関係者が協力してやっていかなければならないということが、河川整備計画を策定するうえでの基本的な考え方であると書いてございます。

3 頁以降が、具体的な説明資料の中身ということになるわけですが、ここでは 5 頁を例にとって、資料の構成を説明させて頂きたいと思います。

一番左側の欄に「現状の課題」とありますが、現状の課題としては、河川形状の横断方向に連続性が分断されていること、或いはダム・堰等の横断工作物によって縦断方向に不連続になっているというようなこと、これが現状の課題ということで考えております。

この現状の課題を受けてやっていくこととして、表の中央の欄に「河川整備の方針」を書いております。瀬と淵が形成されるなど多様な形状を持つ河道の復元を図る。瀬、淵、砂洲などを河川形状や自然がつくり出した狭窄部は、できるだけ人為的な手を加えず保全する。横断方向について、高水敷の切り下げとか、そういった水際の改善を行うこと、縦

断方向についての河川横断工作物の改築・新設を検討する、また堤内地の樹林帯についての整備するといった大きな方針、考え方が書かれております。

表の右側の欄は「具体の整備内容」とありますが、ここでは具体的な整備について書かれております。(1)でモニタリングの実施と書いてございます。その下の(2)で横断方向の河川形状の修復と書いてございます。例えば、原則として、堤防強化を行う箇所において、あわせて河川形状の修復を実施。ここは「実施」と書いてございます。淀川の庭窪地区の継続実施ということで、ここで「実施」と書いているものについては、まさにすぐに実施していきたいと私どもが考えているものでございます。また、堤防強化に先行して修復を実施または検討ということでございますが、そのうち1)は、横断方向の河川形状の修復の実施と書いてございます。この実施というものは、今も申し上げましたように継続的に或いはすぐさま実施していきたいと考えているものであります。そこから10行ほど下の2)で、横断方向の河川形状の修復の検討とございます。「検討」と書いてございますものは、まさにすぐに検討に入って、その上で考えていく、現段階では検討をすぐにやるということでございます。ですから、これは実施の段階になれば実施の段階になったということで、また委員会等にご意見を伺って、実施の段階にしていくという手順になるものということでございます。同じように3)で、縦断方向の河川形状の修復がございしますが、これについても1)が実施で、2)が検討という形で整理してございます。

以降、このスタイルで、水位、水量、水質、土砂、生態系、景観、工事の施行というような項目で書かせていただきました。また、11ページから「治水・防災」に入っておりますが、ここについても同じようなスタイルで書かせていただいております。治水のところではいいますと、応急的な堤防強化は、ここに書いてある延長でやりますというようなことを今の時点では書かしていただいております。

本日の新聞報道等との関係で言えば、22ページに利水について書いてございます。例えば、利水につきましては「現状の課題」として、京阪神の暮らしと経済を支えていること、琵琶湖総合開発を初めとする水資源開発が行われてきたこと、水需要の実態が変化していること、一方で渇水調整を頻繁に実施しているところもあるというようなことが挙げられています。これを受けた「河川整備の方針」として、まず水需要の確認が必要だとしています。水需要の確認をした上での水利権の見直しと用途間転用、或いはその上での既存の水資源開発施設の再編と運用の見直し。さらには水需要の抑制。これについては、水需要、利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的な方策を検討するというようなことを今後方針として書いてございます。「具体の整備内容」として何をやるのかは、水需要の精査、用途間転用を行うに当たって、関係機関と連絡調整を行うこと、或いは農業用水について実態の把握或いは法定化を促進するというようなことが書いてございます。

26頁ではダムについて書いてあるわけですが、ダムについては、「河川整備の方針」として、治水・利水面からもダム効用は大きいですが、河川環境を大きく改変することも事実であり、水没も伴うというようなこと。他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合、慎重に検討した上で実施というようなことを書いてございまして、淀川水系では

特に以下の事項について留意するという事で、留意点を4項目ほど出してございます。

27頁には各ダムを整備の方針を書いております。こういった方針に基づいて、ダムごとに以下の事項を踏まえて計画の内容を見直すということを書かせていただいております。「具体の整備内容」については、「(なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定である。)」ということで括弧書きで書いております。

これらの計画の内容を見直すその方向性として、この説明資料を昨日の猪名川部会で提出させていただいて、それが本日の新聞記事になっているということです。多少ニュアンスが違う部分はあるかもしれませんが、事実関係としては、そういう手順だったということでございます。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

短時間で申しわけございませんでした。

資料5について、説明をいただきましたが、1枚目にも書いてありますとおり、現在検討中のもので、今後随時変更されていくということでおつくりになっている資料であると理解をしないといけないと思います。

今後のスケジュールでは、資料3に出しておりますように1月17日の委員会で提言確定を行います。この委員会でも河川管理者が基本的な考え方をご説明され、その上で1月24日に拡大委員会が予定されています。この拡大委員会までに、河川管理者の方からの河川整備計画原案が示され、それについての意見交換を1月24日にやるということが運営会議で決まりました。

それで、きょうお出しいただいた資料5の内容をこの正月休みの間に皆さまの方で熟読をしていただいて、1月24日の拡大委員会で十分な意見交換ができるようにご準備を頂きたいというふうに思います。

それから、資料4「精華町長からのご意見」がありますが、庶務の方から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

[省略:資料4の説明]

寺田部会長(委員会・淀川部会)

精華町長からは、是非この部会で意見陳述の機会をとということで、非常に熱心に呼びかけがありまして、一度は部会で出て頂くことになっていたのですが、こちらの都合で部会の開催日を変更したものですから、残念ながらこういう書面によって意見をお伺いしました。今後も機会がありますので、もちろん精華町だけにとどまらずに、自治体の皆さまから、いろいろじかにご意見をお聞きできる機会があるのではないかと考えております。

庶務、追加は別にありませんね。何かやらなくてはいけないことはないですね。

実はきょうの部会が、ことし最後の部会で、20回の部会を経てようやく最終提言に近づ

きました。委員の皆さまには大変ご多忙のところ、本当に熱心に検討いただきましてありがとうございました。また、毎回いつもたくさんの方に傍聴していただき、審議、検討に加わっていただいて、また貴重なご意見もその都度いろいろお聞きもできましたし、それから、文書によってもたくさんの方からご意見をお聞かせいただきました。感謝申し上げます。

我々の仕事はまだまだ残っているだろうとは思いますが、これまでの皆さまのご協力に対してお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日の部会はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして、淀川水系流域委員会第20回淀川部会を終了させていただきます。

1月17日に委員会を予定してございます。ご出席のほどよろしく願いいたします。また、委員会の終了後、記者発表を予定してございますので、報道機関の方々もお集まり頂こう、よろしく願いいたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。